



平成 25 年 4 月 30 日  
内閣府（防災担当）

## 「民間防災対策支援モデル事業費補助金の公募」について

東日本大震災の影響により、首都圏においては、約 5 1 5 万人に及ぶ帰宅困難者が発生しました。

そのため、首都直下地震等の大規模災害対策として、帰宅困難者を受け入れる民間一時滞在施設の確保を目的として、備蓄品の購入費用（水、食料、簡易トイレ、毛布等の購入費）を措置する補助金について、平成 2 4 年度補正予算として認められました。

このたび、本補助金の対象である地方公共団体（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち、東京都内の一時滞在施設を対象として、東京都が公募を実施いたします。

### <補助金の要件>

国の補助金の交付決定までに次の要件を満たしていること。

- ①東京都内の区市町村と一時滞在施設を所有する企業又は事業者の間において、帰宅困難者受入協定を締結していること。
- ②従業員向けの備蓄は完了していること。
- ③事業継続計画（BCP）を策定していること。

### <東京都の公募窓口>

東京都総務局総合防災部防災管理課事業推進係  
TEL 03-5388-2485（直通）

※補助金の詳細については、公募窓口である東京都にお問い合わせください。

※埼玉県、千葉県、神奈川県の一時的滞在施設を対象とする公募は、当該各県と調整中。

### <本件問い合わせ先>

内閣府政策統括官(防災担当)付

普及啓発・連携担当付 参事官補佐 野村 雅之  
主査 筒井 智士

TEL : 03-3503-9394（直通） FAX : 03-3597-9091

# 民間防災対策支援モデル事業費補助金の概要（平成24年度補正）

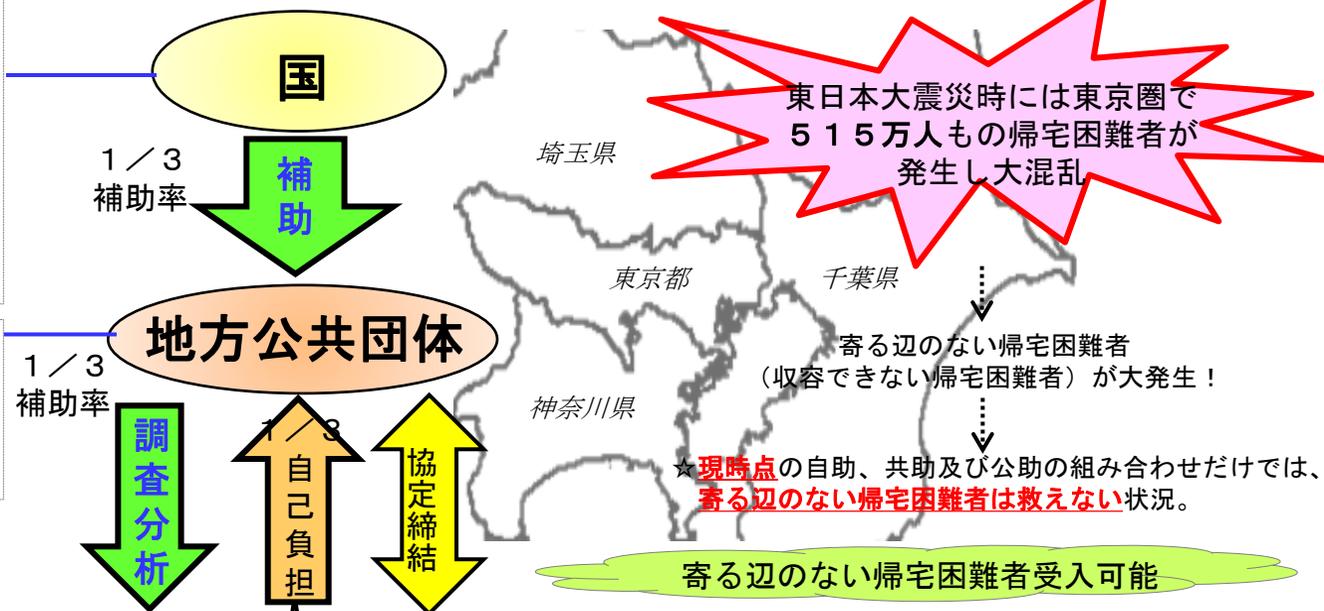
平成24年9月 首都直下地震帰宅困難者対策協議会最終報告

## ⇒帰宅困難者対策の課題抽出・分析し提言

- ・事業者等は、市区町村と協定を締結して一時滞在施設を提供
- ・各地域の実情に応じた運営マニュアルの整備や支援策の具体化、「一時滞在施設の確保と運営のガイドライン」の策定

（東京都の例）

平成24年3月 帰宅困難者対策条例公布  
平成25年4月 帰宅困難者対策条例施行



## 補助対象外

**駅ターミナル**

☆利用者を保護

**コンビニ**

☆災害時帰宅支援ステーション

**公立施設**

☆都県が独自に備蓄完了

## 補助対象：一時滞在施設に対する備蓄（モデルとして8.5万人分）

**オフィスビル**

☆フロアを解放

**ホテル**

☆フロア・空き室を解放

**私立学校**

☆教室、体育館等を解放

- ※補助金交付決定までに下記の要件を満たすこと。
- ①地方公共団体（区市町村）と一時滞在施設を所有する企業又は事業者間において、帰宅困難者受入協定を締結済であること。
  - ②従業員向けの備蓄は完了済であること。
  - ③事業継続計画（BCP）を策定済であること。

| 備蓄品        | 3日分  |
|------------|------|
| 水          | 9 瓶  |
| 食糧         | 9 食  |
| 簡易トイレ      | 15 個 |
| 毛布又はブランケット | 3 枚  |